

Is Regional Development Policy in Russia Effective?

The Case of Special Economic Zones

Kan Viktoriya

Teikyo University, Faculty of Economics

English Summary

The aim of the paper is to shed some light on the effectiveness of regional development policy in Russia. Particular attention is paid to the challenges and existing problems of special economic zones (SEZ). The results of the comparative analysis of different regional development policy instruments implemented in Russia, such as industrial parks, technological parks, industrial clusters, zones of territorial development (ZTR), territories of advanced socio-economic development (TOR) and free port of Vladivostok (FPV), reveal some important insights about the effectiveness of SEZ in particular and implications for the regional development policy of Russia as the whole.

【Keywords: Special Economic Zone, Regional Development Policy, Russia, SEZ】

ロシアにおける地域発展政策の有効性

—経済特区制度を中心に—

カン・ビクトリヤ[†]
帝京大学経済学部国際経済学科准教授

1. はじめに

ロシア連邦政府は、クリミア併合に対する経済制裁に伴い、ロシアの「東方シフト」戦略を強化し、2015年から「先行発展区域 (TOR)」および「ウラジオストク自由港 (SPV)」という新たな極東地域開発政策ツールを導入した。その一方、プーチン大統領は、長年にわたって主要な地域開発政策ツールの一つとして活用されてきた「特別経済区 (OEZ)」の新規創設を2016年6月に停止することを発表した (Окунь et al., 2016; Коммерсантъ, 2016)。さらに、ロシア連邦政府は極東に立地するものを含め、既存の8カ所の経済特区を期限前に廃止することを決定した¹。他方、同年12月にメドベージェフ首相は「領域的発展区域 (ZTR)」として20カ所の地域に追加で設立許可を与え (Коростелёв, 2016)、2018年に1カ所、翌年にはさらに4カ所で新しい経済特区の設立を承認した。

「ロシア投資フォーラム2019」において、ロシア連邦政府の関係者が話したところでは、現在、ロシアには500以上の地域開発政策ツールが用意されており、外国投資家が享受できる優遇措置は多く存在するという (Рослякова, 2019)。その中には、最も歴史の長い経済特区制度を含め、工業団地、テクノパーク、産業クラスター、領域的発展区域などが挙げられる。

このような状況は、その反面において、国内外の研究者をはじめ、行政府や政策立案者自身も、どのような地域開発政策ツールが存在し、そしてそれらの政策ツールがどのように異なるのか、特定地域に対してどのような効果を持っているのか、を理解することを困難にし、混乱を招く状況を生み出している (堀内, 2003; Шамуков, 2017)。このことは、ロシアで活動する企業にとっても同様である。さらに、これらの政策ツールを分析している先行研究では、ロシアに進出する外国企業にとっても、このような投資誘致型の地域開発政策ツールの豊

[†]2018年度北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター共同利用・共同研究「プロジェクト型」公募研究助成 (研究代表: 志田仁完環日本海経済研究所研究主任) および科学研究費助成金基盤研究 (B) (海外学術調査) (研究代表: 徳永昌弘関西大学商学部教授、課題番号: 17H04553) による成果の一部である。2019年2月13日に北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターで行われた研究会において、田畑伸一郎教授 (北海道大学)、新井洋史氏 (環日本海経済研究所調査研究部部長)、志田仁完氏 (環日本海経済研究所研究主任)、ならびに菅沼桂子准教授 (日本大学) より、多大な助言を頂いたことに深謝申し上げる。

¹ スタヴロポリ地方、ハバロフスク地方、沿海地方、クラスノダール地方、ムルマンスク州、アルタイ共和国、アディグ共和国、北オセチア-アラニア共和国の特区 (ロシア政府のプレスリリース、2016年)

富さは必ずしも大きなメリットをもたらすものになっておらず、行政手続きの煩雑さや事業環境などに関する多岐にわたる未解決の問題を生み出している、ということが強調されている²。

このような混乱を招いている背景として、制度設計上の諸問題も指摘されているが、最も大きな原因は、ロシア連邦の空間的発展戦略や長期的地域開発政策の計画が、移行期の 30 年間に存在しなかったことにあるとも考えられる。2019 年 2 月、長年待たれていた「2025 年までのロシア連邦空間的発展戦略」がようやく制定され、その実施計画も同年 12 月に承認された。

「2025 年までのロシア連邦空間的発展戦略」の内容はどうなっているのか、またロシア極東地域において新しく導入された「先行発展区域」や「ウラジオストク自由港」という政策ツールは、従来の地域開発政策ツールとどのように違うのか。既存の経済特区制度で対応することが不可能であったのか。何故全国的に経済特区の設立と廃止が繰り返されてきたのか。これまでのロシアの地域開発政策をどのように評価できるのか、などに関する議論が続いている。

本稿では、ロシアにおいて活用される主な地域開発政策ツールについて調べ、それぞれの制度上の相違点および現状を整理・比較分析を行った上、同国の経済特制度および地域開発政策の有効性について検討することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、ロシアにおける経済特区制度発展の経緯、経済特区の種類別の特徴と実績について検討する。第 3 節では、その他の地域開発政策ツールの現状を把握する。続く第 4 節では、政策ツールの比較を交え、地域開発政策の有効性について考察する。第 5 節では、ロシア地域開発政策の現状と空間的発展戦略の問題点について調べる。最後に結論を述べる。

2. ロシアにおける経済特区制度の誕生と発展

2.1 エリツィン政権下の特区制度：1990～1999 年

(1) 経済特区の誕生

ロシアの地域開発政策ツールの中で経済特区制度は最も長い歴史を持っているが、その制度設計および地域経済発展への有効性に関する議論は現在も続けられている。ソ連末期の 1990 年代初頭に、ロシア共和国政府は、外国投資および海外の先端技術・ノウハウの誘致、輸出の促進を目指して次の 3 つの法令を制定し、それらが経済特区制度を規定する最初の法的基盤になった。

具体的には、①1990 年 7 月 14 日付第 106-1 号ロシア社会主義連邦共和国最高会議決定「自由事業区の設立について」、②1990 年 9 月 13 日付第 165-1 号ロシア社会主義連邦共和国最高会議決定「自由事業区の設立について」、③1991 年 7 月 4 日付第 1454-1 号連邦法「ロシア社会主義連邦共和国における外国投資について」の第 41 条と第 42 条である。

² 服部 (2013)、菅沼・徳永 (2018)、新井・志田 (2019) など。

上記の③の決定に基づき、「自由事業区」³、「経済特区」⁴の入居企業に対して、登記手続きの簡素化、税制上の優遇措置（税負担の50%）、土地利用やその他の資源利用に関する料金の削減、関税率の軽減、財政資金によるインフラ開発、入国手続きや企業登記手続きの簡素化、工業用地の長期的な賃貸権（最長70年）などが付与された。また、1990年10月24日付最高会議決定「沿海地方ナホトカにおける経済特区開発について」により、ロシア初の「ナホトカ経済特区」が設立され、当時の成功例として有名になった（ヴィホレワ、1999）。

(2) 制度の問題

1990年から1991年にかけて1800万人が居住する11地域（ロシア国土の30%に当たる地域）で経済特区が設立されたが、制度の不備により問題が多発した。そして、社会主義計画経済から資本主義市場経済への移行改革開始に伴い財政赤字が膨らむ中、財政資金によるインフラ投資を目指す地方政府間の予算獲得争いが激化し、公的資金の使用や特区の管理運営に関する効果的監視メカニズムが存在しなかったため、税収を連邦予算に納入せず連邦構成主体内に留める傾向が強まった。

その結果、1993年までに連邦政府はナホトカ特区以外の経済特区を全て廃止した。しかし、その後も1999年末にかけて個別的な法令によって24カ所の特区が設置された。1996年1月22日付第13号ロシア連邦法により承認されたカーニングラード州特区（2006年1月10日付第16号ロシア連邦法）や1999年5月31日付第104号ロシア連邦法により承認されたマガダン州特区がその例である。なお、経済特区活用の詳細を規定する統一的な法律が存在しなかったため、特区の設置目的や運用の細則、優遇措置の内容は地域ごとに異なっていた（Жериборов, 2019; 菅沼, 2010）。

連邦政府は特区の制度上の問題を解決する努力に欠けていたため、経済特区の入居企業による経済活動が、①連邦財政への税収減、②汚職水準の上昇、③闇経済の拡大等の不法行為に導いた⁵。法的枠組みの未整備の下、特に大きな地域経済社会への影響を与えたのは、生産活動をせず、経済特区を税逃れが享受できるオフショア地域として認識する悪質な企業家による公的資金や原材料の「トンネリング活動」であった（Жериборов, 2019）。

2.2 プーチン政権下の特区制度：2000年以降

特区法の制定

プーチン政権の発足に伴い、既存の経済特区がすべて廃止されることになった。その例外として存続したのは、カーニングラード州特区とマガダン州特区である。

³ ロシア語訳は、「свободная предпринимательская зона 自由事業区」、「зоны совместного предпринимательства 共同事業区」である。

⁴ 経済特区を示すロシア語として「особая экономическая зона（特別経済区）」、「свободная экономическая зона（自由経済区）」、「специальная экономическая зона（専門経済区）」という用語が使用されていたが、2000年代に入って「особая экономическая зона（特別経済区）」の利用が定着した。本稿でも特区制度一般にかかわる要として「経済特区」を用いる。

⁵ シュヴィトコ（2010）、Кузнецова（2009）、服部（2011）など。

2001 年末にグレフ経済開発貿易大臣（当時）は、中国の経済特区における外資誘致の効果を根拠に、経済特区の発展に関する新しいコンセプトを政府に提案したが、クドリン副首相兼財務相（当時）およびカシヤノフ首相（当時）は、2000 年までに経済特区の活用が国家予算に与えた損失が 1000 億ルーブルにも上ると強調した（Фролов, 2002）。そのような批判にもかかわらず、プーチン大統領は、ロシアにおける産業構造の多角化・高度化の必要性や、その他の地域経済社会の問題の解決を理由として、集中的な投資による製造業・ハイテク産業、および地方経済の地域開発政策ツールとして経済特区の設立を許可した。

そして、2005 年 7 月 22 日付第 116 号ロシア連邦法「ロシア連邦における特別経済区について（特区法）」が制定され、連邦主導の特別経済区（O EZ）制度の法的枠組みが形成された。2005 年特区法により、製造業・ハイテク産業の発展を目的とする「工業生産特区」と新製品開発・輸入代替生産の発展を目的とする「技術導入特区」の 2 種類の特区が導入された。また、その後の改定をうけて⁶、海港・国際河川港・国際空港などを整備して観光資源の活用を目的とする「観光・レクリエーション特区」と、海港・空港の近代化を図るための「港湾特区」が追加導入された。

現在、ロシアに存在する特別経済区（O EZ）は、2 つのタイプに大別できる。その一つは、2005 年特区法に基づき設立された特区である。もう一つのタイプは、個別の法律に基づき作られた特区である。そのような特区として、カリーニングラード州特区（2045 年 12 月 31 日まで存続）、マガダン州特区（2025 年 12 月 31 日まで存続）と、2014 年 11 月 29 日付第 377 号連邦法により承認されたクリミア共和国およびセヴァストポリ市の特区（2039 年 12 月 31 日まで存続）が挙げられる。

2.3 経済特区の種類別特徴と実績

(1) 特区の種類

2005 年特区法に基づき設立された 4 種類の特区制度の概要と実績が表 1 と表 2 にまとめられている。2019 年末時点でロシアには 31 カ所の特別経済区（O EZ）が指定されており、その内訳は、工業生産特区（13 カ所）、技術導入特区（6 カ所）、観光・レクリエーション特区（11 カ所）、港湾特区（1 カ所）となっている。規定には特別経済区（O EZ）の全種類に共通する条件と、種類ごとに定められているものがある。

[表 1]

[表 2]

4 種類の特区に共通する条件として、次の点が挙げられる。入居企業は、①合意（契約）で規定されている範囲内での経済活動を行い、②特区の域外に支店・代表事務所をもつこと

⁶ 2006 年 6 月 3 日付、2006 年 12 月 18 日付、2007 年 10 月 30 日付、2008 年 7 月 23 日付、2009 年 12 月 25 日付の改定。

ができない。そして、③合意（契約）の有効期間中に生じた税法上の不利な変更は、既存の入居企業には適用されない。さらに、④整備された各種インフラ（土地・建物・物流・電気・ガス等）を安価に利用すること、⑤行政手続きのワンストップサービスを利用すること、⑥経済特区の管理を担当する公開型株式会社「経済特区」からサポートを受けることもできる⁷。なお、⑦保税区域制度の適用も可能である（外国から機械設備や原材料を輸入する場合、輸入関税・付加価値税が免除され、ロシアの特区外の企業から購入される商品についても、付加価値税が免除される。また、完成品をユーラシア経済連合圏外に輸出する場合、関税が免除される）。

一方で、設立目的、経営形態、最低投資額などの条件は特区の種類によって異なり、優遇措置も若干異なっている。「工業生産特区」と「港湾特区」の対象企業は法人のみで、個人事業者には制度が適用されない。そして、最低投資額の条件もこの2制度のみに設けられている。「観光・レクリエーション特区」には、面積上の制限がなく、特区内における住宅（観光・保養施設）の設置と保養目的の天然水の採掘が可能となっている。特区によって異なるが、税制上の優遇措置として、投資額の15~20%に相当する税制上の優遇措置を受けることができる。

（2）特区の実績

経済特区ごとに実績を見ていくと、特区の設置件数については「工業生産特区」と「観光・レクリエーション特区」は多いものの、入居企業数は「技術導入特区」が「工業生産特区」の2倍以上の412社と最も多い（表1）。一方、「工業生産特区」の総投資額は2400億6693万ルーブルであり、「技術導入特区」の約2倍になっている。また、「工業生産特区」は、入居企業が支払った税金・関税の総額および総売上高でも圧倒的な割合を占めている。経済特区制度の有効性については、次節でその他の地域開発政策ツールと比較検討した上で、第4節で詳細に考察する。

14年間の経済特区制度の成果をまとめてみると、入居企業数は735社であり、うち外資系企業は38カ国からの160社である⁸。リベツク特区とアラブガ特区において外資企業のプレゼンスが相対的に大きい。予定投資額は145億ドルで、この内、55億ドルに上る投資が実施されている。また、入居企業によって創出された雇用数は3.4万人分に相当する。税収入額は560億ルーブル、関税収入は400億ルーブルを超えた（ビジネス・ナビゲーター、2019）。

3. その他の地域開発政策ツール

ロシアでは「特別経済区（OEZ）」の他にも多数の地域開発政策ツールが存在する。以下では、OEZの次に重要視される政策ツール（「工業団地」、「テクノパーク」、「産業クラスター

⁷ 2009年10月5日まで経済発展貿易省管轄の「連邦経済特区管理庁」が全国の経済特区を管理する組織であったが、監督機関の効率化を図る中で当該組織が廃止され、監督機能が経済発展省の管轄に組み入れられた。

⁸ カリーニングラー特区、マガダン特区とクリミア共和国およびセヴァストポリ市特区を含まない。

一)、「領域的発展区 (ZTR)」、「先行発展区域 (TOR)」と「ウラジオストク自由港 (SPV)」を取り上げ、それぞれの制度の詳細と現状について比較分析を試みる。

3.1 工業団地

ロシアにおいて 90 年代に設立された工業団地 (インダストリアル・パーク、産業区域ともいう) の多くは、既存の製造インフラを活用することを目的として、活動停止中または稼働率が低下した旧国有企業の工業用地内に配置されていた。その後、2005 年特区法の制定に伴い、地方政府が主導する形で、工業団地の設置数が増加していった。地方の開発公社の他に、民間の工業団地デベロッパーと不動産・建設系のコンサル会社なども工業団地を整備することができる。入居企業にとって、工業用地の入手手続きやユーティリティの設営に関するコストを削減できることがメリットとなる。

2010 年にロシア工業団地協会が設立され、現在は、48 の連邦構成主体からの 150 ヶ所の工業団地の構成員となっている⁹。2014 年 10 月 30 日付第 1119 号政府決定「工業団地と工業団地の管理機関について」により、工業団地の活動に関する詳細な規定が承認され、また 2015 年 9 月 1 日からは、工業団地設置の国家基準が導入された。同決定により、工業団地およびテクノパークの造設への公的助成金の対象となるための連邦構成主体の選定基準も導入された (2016 年 12 月 16 日改定)。

2014 年 12 月 31 日付第 488 号連邦法「ロシア連邦の産業政策について」では、工業団地がロシアにおける産業部門の空間的発展の主要形態の一つとして位置づけられた。

ロシア工業団地協会の調査によると、2019 年 1 月 1 日時点において 227 ヶ所の工業団地が存在し、うち 150 ヶ所は活動中、残り 77 ヶ所は準備中である。また、所有形態別で見ると、83 ヶ所は国有、残り 144 ヶ所は民間の工業団地である。設立形態別で見ると、ブラウンフィールドは 83 ヶ所 (平均面積は 64 ヘクタール) であり、残り 144 ヶ所はグリーンフィールド (同、322 ヘクタール) によるものである。

入居企業数については、2013 年の 958 社から 2018 年の 2882 社へ増加した。また、同期間において、従業員数も 5 万 6773 人から 14 万 8766 人へ増加し、生産部門への投資総額も累計で 1 兆 2170 億ルーブルへと増大した。

国内からの投資が圧倒的な割合を占めており、主な外国の投資国は投資額が大きい順にドイツ、米国、日本、トルコとなっている。カルーガ州、タタールスタン共和国、リペツク州の工業団地は、外国投資の 6 割弱を享受し、外資誘致に最も成功している地域である。

3.2 テクノパーク

ロシア初のテクノパークは、1990 年にトムスク市で設立された「トムスク科学技術パーク」であった (Еремина, 2019)。90 年代初めに、全国的にテクノパークを設立するブームが

⁹ 国家基準を満たした工業団地のみが対象になっている (ロシア工業団地協会、2019)。

見られた。テクノパーク数は1990年には2カ所、91年は8カ所、92年は24カ所、93年は43カ所まで急増したが、その内2006年まで存続できたのは、4カ所のみであった。

2006年3月10日付第328号連邦政府指令により「ロシア連邦におけるハイテク分野のテクノパークの創設」プログラムが承認され、主にICT分野の研究開発・技術導入型の企業が入居するテクノパークの設立が全国的に展開された。その後、新たに「工業型テクノパーク」が2018年7月8日付第488号連邦法の改定によって導入された。

2011年にロシア連邦クラスター・テクノパーク協会が設立され、現時点で90カ所のテクノパーク（2630社の入居企業）が構成員となっている。また2015年におけるテクノパークの国家基準の導入に伴い、全国のテクノパークの評価ランキングが作成・公開されている。モスクワ市のナノ技術センター「テクノスパーク」、モルドヴィア共和国のテクノパークとナノセンター「シグマ・ノボシビルスク」が2018年度のランキングのトップを飾った。

ロシア連邦クラスター・テクノパーク協会によると、2018年現在、53の連邦構成主体に計157カ所のテクノパークが設置され、その内65カ所は工業型テクノパークである（Данилов et al., 2018）。テクノパークの平均規模は10.4ヘクタール、入居企業の総売上高は2409億ルーブル（内、輸入代替品の生産高は320億ルーブル）、入居企業数は4833社（内、9割以上は中小企業）、従業員総数は8万1607人、総投資額は178億ルーブルである。

3.3 産業クラスター

上述した2014年12月31日付第488号連邦法「ロシア連邦の産業政策について」では産業クラスターについても言及され、ロシアにおける産業部門の空間的発展のための新しい政策ツールとして位置づけられた。

2015年7月31日付第779号政府決定「産業クラスターおよび産業クラスターの専門組織について」により、産業クラスターの活動条件や国家推進策の対象になるための基準が規定された。産業クラスター形成の条件として、参加企業数は10社以上で、その内の少なくとも1社は完成品の生産者であること、生産性の高い雇用が50%以上であること、参加企業の製造品の20%以上がクラスター内のメンバー企業によって使用されることなどが定められている。

また、2016年1月28日付第41号政府決定「輸入代替品の製造にかかわる共同プロジェクトの実施費用の一部還付（公的助成金）に関する細則の承認について」により、優遇措置（埋没費用の50%以内、5年間）が導入された。生産性の高い雇用創出の増加率が15%以上であることや完成品割合の増加などが、助成金を受けるための条件となっている。

ロシア連邦クラスター・テクノパーク協会によると、2018年現在、28の連邦構成主体に計38カ所の産業クラスターが形成され、入居企業数は592社、従業員数は30万5200人、総生産高1.3兆ルーブル、税納入額は1550億ルーブルに上る（ロシア連邦クラスター・テクノパーク協会, 2018）。

3.4 「領域的発展区域」(ZTR)

経済後進地域の経済社会の発展の加速化を目指し、2011年12月3日付第392号連邦法「ロシア連邦における領域的発展区域および個別法令の改正について」によって、「領域的発展区域(または「特例開発区域」、ZTR)」という新たな地域開発政策ツールが導入された。

投資誘致に有利な条件を創出するために、税制・関税上の優遇措置、投資プロジェクトへの「ロシア連邦投資基金」の資金割当、財政資金でのインフラ整備、国有地の賃貸、融資に対する国家保証などの支援策が用意された。領域的発展区域(ZTR)は、一つの自治体または複数の自治体にまたがって設置することも可能であり、ZTR設置期間は12年間と定められている。

2013年4月10日付第326号政府決定により、当該制度を適用する権利のある地域として最初の20地域が選定されたが、何れも辺境・不況地域(極東・シベリア・北コーカサス)であった。法律に従い、連邦政府は3年毎に対象地域のリストを更新することになっており、2019年12月23日付第1770号政府決定により最新のリスト¹⁰が公開された。しかし、制度導入から現在に至るまで、この地域開発ツールは一度も活用されていない。その理由の一つとして、領域的発展区域(ZTR)の設置期間が12年と短く、長期投資プロジェクトの実施にとって魅力に欠ける点が考えられる。

3.5 先行発展区域(TOR)とウラジオストク自由港(SPV)

ロシア政府は、アジア太平洋地域市場への統合を目指し、2012年5月にロシア連邦極東開発省を設立し、極東地域における「投資誘致型」の開発政策を展開し始めた。2013年9月30日付第267号連邦法に基づき、2014年1月1日から東シベリアおよび極東地域の計13地域において、商品の製造を対象とする地域投資プロジェクトに対する税制上の優遇措置が定められた。

2014年12月29日付第473号連邦法「ロシア連邦における先行社会経済発展区域について」により、2015年3月から「先行発展区域(極東TORまたはTOSER¹¹)」が導入され、2015年7月13日付第212号連邦法「ウラジオストク自由港法」により、同年10月からウラジオストク港をはじめ、極東地域の計20の市・地区を自由貿易地域「ウラジオストク自由港(SPV)」が指定された。翌年以降、個別の連邦法により極東TORとSPV制度の適用地域が拡張され、2020年現在において計20カ所のTORが設置され、5つの連邦構成主体・26の自治体にSPVが設置された。極東開発公社のHPで公開されているレジデント台帳に

¹⁰ 共和国：アルタイ、ブリヤート、ダゲスタン、イングーシ、カルムイク、カレリア、北オセチア、トゥバ、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケス、チェチェン。地方：ザバイカル、カムチャツカ、沿海。州：アルハンゲリスク、イヴァノヴォ、クルガン、マガダンおよびプスコフ。

¹¹ ロシア語訳は、территория опережающего развития、または территория опережающего социально-экономического развития である。

よると、2020年2月現在において、極東 TOR の入居企業数は 477 社で、SPV は 1834 社となっている¹²。

なお、2015年6月22日付政府決定第 614 号により「単一産業都市 (モノゴラド)」に TOR 制度の適用が可能になった。さらに、2015年7月13日付第 213 号連邦法により「閉鎖都市 (ZATO)」にも TOR の設立が可能になった。

2019年6月15日の時点では、モノゴラド TOR が計 86 カ所 (うち、5 カ所は ZATO 内の TOR) の地域に設立され、入居企業数は 370 社、1.4 万人の新規雇用が創出された。また、制度導入開始からの 4 年間で、入居企業による投資は 242 億ルーブルとなり、売上高が 670 億ルーブルを超えた¹³。

4. 地域開発政策ツールの有効性

4.1 政策ツールの横断比較

表 3 では、上記の政策ツールを横断的に比較してみると、以下の 4 点の特徴を指摘できる。第 1 に、優遇措置は、特別経済区 (O EZ)、TOR および SPV において最も充実している。第 2 に、制度が設置された地域数は、工業団地が 277 カ所と最も多く、それにテクノパークと産業クラスターが次ぐ。その理由として、工業団地およびテクノパークは、特区設置地数が相対的に少ない TOR や ZTR とは異なり、連邦構成主体の行政区画に対してではなく、工業用インフラが整備された大企業コンプレックスの敷地の一部や研究機関・大学の構内に設立されていることを指摘できる。第 3 に、入居者数は、テクノパークが 4833 社と最も多い。この背景には、生産活動に従事する工業団地や産業クラスターに比べて、テクノパークには研究開発段階のスタートアップ企業がより多く入居し、その新規開業率 (廃業率) も高いことがあると考えられる。スタートアップ企業は商業化に成功した後で、生産拡大などを目的として、工業団地や産業クラスターなどの区域に生産拠点を立地することになると考えられる。その一方で、第 4 に、ZTR 制度は現在に至るまで一度も利用されていない。その理由は、O EZ や TOR に比べ、ZTR の優遇措置としての統一社会税の減税と保税区域制度の適用可能性、財政資金によるインフラ整備支援が規定されていない分、入居者にとってのメリットが小さいことにあると考えられる。また、3.4 節で述べたように、ZTR 制度に申請できる連邦構成主体が 20 地域に制限されていることもその要因の一つとして考えられる。

[表 3]

このように、ロシアでは多くの地域開発政策ツールが共存しているが、それらの地域開発政策ツールとしての位置づけや有効性は必ずしも明らかではない。

¹² 極東開発公社の HP (2020年2月20日にアクセス)。制度や実績に関する詳細な分析については、新井洋史・斎藤大輔 (2016)、新井・志田 (2018)、新井・志田 (2019) を参照されたい。

¹³ 経済発展省のプレスリリース (2019年6月20日付)

(https://economy.gov.ru/material/directions/regionalnoe_razvitie/razvitie_gorodov/monogoroda/)

各制度間の関係は、それぞれの法令文書から次のようにまとめられる。第 1 に、TOR、OEZ および ZTR は、同一の領域に設置することはできないが、工業団地、テクノパーク、そして産業クラスターについてははっきりとした規定はない。すなわち、工業団地、テクノパーク、産業クラスターを TOR、OEZ、ZTR といった制度の領域内に設置できる可能性がある。実際に、テクノパーク「シネルギヤ」(2013 年 1 月、工業生産特区「アラブガ」内部に創設)のような事例も多くみられる。表 3 に示した優遇措置を踏まえると、経済特区または極東地域 TOR に立地する工業団地、テクノパークと産業クラスターが、そうでない競合相手に比べ大きな優位性を持つことになる。

第 2 に、ZTR と TOR の設立目的は、特定の地域や産業の発展に制限されておらず、対象となる連邦構成主体の、連邦構成主体全体の経済社会発展に寄与することが期待される。

この観点から考えると、表 3 のマガダン州特区、カリーニングラード州特区、クリミア共和国およびセヴァストポリ市特区、ZTR、TOR (特にモノゴラド TOR) は、ロシアの地域間格差を縮小するための政策ツール、つまり経済社会発展が遅れている地域のテコ入れ策として位置づけることができる。一方、OEZ、工業団地、テクノパーク、産業クラスター、SPV は、地域経済の成長拠点として推進されるべき領域に位置づけられるであろう。

因みに、Чаркина & Мирошников (2017) も既存の地域開発政策ツールの位置づけを試みているが、その大部分が両方のグループに属すると結論づける。また Емельянова (2017) は、テクノパークやイノベーションセンターのような制度を技術導入特区の一種として分類すべきと述べている。Куценко (2015)、伏田 (2016) は、産業集積効果を目指すという点で、極東開発政策 (TOR と SPV) は産業クラスター政策の性格を有していると述べる。Шувейтко (2011) は、1950~1980 年代のソ連東部地域や北方地域開発の「生産力の合理的配置」や「産業コンプレクス」といった計画経済体制時代の用語を「産業クラスター」に入れ替えたが、両者の形成条件や実態が異なるため産業クラスター政策の効果に疑問が残ると指摘する。

つまり、ロシアにおける各種政策ツールの概念が必ずしも先進国のそれと一致しておらず、その理解の乖離による制度設計上の問題やその効果に関する期待値と実現値の差を導いている。政策ツールの利用目的とそれによって解決できる問題が特定化されていないため、政策効果の分析も難しくなっていることを強調したい。4.3 節で述べる通り、これはまさにロシアにおける事実である。

さて、OEZ、TOR と SPV の制度内容がほぼ変わらないにもかかわらず (表 3)、何故、15 年以上の歴史を持っている OEZ に比べ、制度の適用開始から今年で 5 年目になる TOR と SPV の方において入居企業数が多いのか、について次に分析したい。

4.2 OEZ と新型極東特区 (TOR、SPV) の比較

TOR が設立から 2019 年までの 4 年間に誘致した投資額 (3754 億ルーブル) は、OEZ が 14 年間に誘致した投資額 (3694 億ルーブル) を上回っている (Алмакунова, 2019)。入居企業数で比較しても (表 3)、OEZ が 1145 社であるのに対して、極東 TOR および SPV は合計

で 2311 社、約 2 倍の企業が入居している。なぜ極東特区（TOR、SPV）の有効性がより高いのであろうか。

表 4 に、OEZ と極東特区の制度を詳細に比較分析した結果を整理して示した。この比較分析から以下 7 点の特徴が明らかになる。

[表 4]

第 1 に、制度の設立目的が大きく異なる。極東特区は、極東地域への外資誘致を最重要の設立目的の一つとしているのに対して、OEZ の目的は対外関係には触れていない。極東特区は、輸出向けのハイテク製品の製造やアジア太平洋地域との貿易促進を目指すなど、国際志向が強く、国際的なバリューチェーンの中にロシア極東を組み込む狙いが明らかである。

第 2 に、極東 TOR は地域社会経済の迅速な発展と住民の生活水準向上を目指す政策ツールとして位置づけられ、その活用により地域全体への効果が期待される。一方で、各種 OEZ の設立目的は対象となる産業および経済活動の範囲に限られており、それが地域経済社会にもたらす影響や波及効果が制度設計上重視されていない。

第 3 に、特区の設置期間は、OEZ の方が 20 年短く、長期的な展望・計画を視野に入れる最先端技術開発や大規模な投資案件にとっては、極東特区の方が魅力的であろう。

第 4 に、業種面での最も大きな違いは、TOR では天然資源の採掘や物品税対象製品の製造が可能であるのに対し、OEZ では禁じられている（観光・レクリエーション特区の天然水は除く）。

第 5 に、最低投資額は TOR が 50 万ルーブルと最も少ない一方で、工業生産特区および港湾特区の方では 1.2～4 億ルーブルの投資が必要となり、進出のハードルが高い。

第 6 に、税制上のメリットでは TOR が最も大きくなっている。通常 30%である統一社会税は、TOR と SPV の場合 7.6%まで軽減されるのに対して、OEZ の場合は IT 企業のみ 14%（2023 年まで）になっている。

第 7 に、極東特区が外資誘致型の政策ツールとして設計されているため、OEZ とは異なり、外国労働者の雇用に対する割当はなく、ビザ・労働許可手続きも簡素化されている。

以上の比較分析に基づき、OEZ 制度よりも極東の TOR および SPV の方が優遇措置の内容が充実し、OEZ 制度と異なる新たな投資優遇型制度になっていることが分かる。このような制度設計上の差があるからこそ、極東特区の方が OEZ に比べ、設立開始後の 4 年間でより高い実績を得られたと言えるだろう¹⁴。

¹⁴ 但し、菅沼・志田（2019）によると、2018 年末時点で、TOR 入居企業累計数 351 件の内、外資が関与する入居企業件数は 38 件であったが、その多くが 2 ヶ所（沿海地方とチュクチ自治管区）に集中しており、外資関与企業の入居事例が見られない TOR も存在する。

4.3 OEZ 制度の評価

前節で述べたように、ロシアの地域開発における各種政策ツールの位置づけは必ずしも明らかではないが、OEZ よりも極東 TOR と SPV の方が外資誘致のための有効な政策ツールになっており、今までの実績も相対的に良くなっている。それでは、なぜ OEZ 制度が優れた実績に結びついていないのか、について次に検討したい。

ロシアにおいて、OEZ 経済活動の評価は監督機関である経済発展省および会計監査院によって行われる。経済発展省のデータにより、特区法が制定されてからの 14 年間における OEZ の投資見込み額は 9000 億ルーブル超であったのに対し、実現された投資額は 3694 億ルーブルに留まった。

一方で、ロシア会計検査院は、2015 年から経済特区の効率性および政策としての合理性に関する評価を実施している（会計監査院の報告書, 2015~2019）。会計検査院の 2018 年度の報告書において、効果的な制度であると評価された OEZ は 26 カ所中 4 カ所だけであった（アラブガ特区、リベツク特区、サマラ州、サンクトペテルブルクに立地する特区）。一方、OEZ を管理する公開型株式会社「経済特区」のゴロソフ副社長は、OEZ 制度が最も効果的な地域開発政策ツールであると強調している（Власова, 2018）。

会計検査院は、2005 年以降の 10 年間にわたる OEZ 事業の成果を評価した結果、財政資金の利用が非常に非効率的で、経済的な効果はないという結論を導き出した。会計監査院が指摘した OEZ の問題点は以下の 6 点に整理できる。

第 1 に、特区設立の申請時点で各地域が準備した計画書のレベルが低い。多くの場合、OEZ の管理・運営に関する計画、発展戦略、具体的な目的と課題、その実現方法を規定する文書はない。

第 2 に、担当機関の対応の不適切さや責任・権限の分担の曖昧さが指摘できる¹⁵。例えば、地方自治体は、OEZ 設立に割当てられる財政資金の使用に責任を負わない。その結果、建設計画の実行率も低い。インフラ整備遅れにより、OEZ の魅力がそがれる状況が生じた。最初の 7 年間で管理会社が実施したインフラ建設事業は目標のわずか 26%にとどまった。

第 3 に、財政資金の非効率な使用。2006 年から 10 年間で OEZ 整備に 1860 億ルーブルの財政資金が投下されたが、税収入額は 400 億ルーブルに過ぎなかった。

第 4 に、特区内のファシリティの稼働率が低い。建設済みインフラの運用・維持に支出されている資金は、インフラの運用収入および土地区画提供収入を 2.6 倍上回る。

第 5 に、入居企業数が少なく、雇用創出効果も小さい。11 年間で創出した雇用数は 2.1 万人に上るが、新規雇用 1 人当たりの財政資金投資額を新規雇用 1 人当たりで換算した額は、1000 万ルーブル、労働者の 25 年間分の平均賃金に相当する額が投下されている。

¹⁵ 監督権限上の混乱。すなわち、2009 年に連邦経済特区管理庁は廃止され、2014 年に地域発展省は廃止された。現在の担当関係機関は、経済発展省、財務省、個別地域の国家委員会、公開型株式会社「経済特区」である。

第6に、地方自治体レベルで適切な監査制度が制定されていない。管理会社への支出が過大であり、目的外利用といった違反も見られる。現地のマスメディアでも、OEZの入居企業がゼロであるにもかかわらず、管理会社の職員はボーナスを受け取っていたことが報道され（Миллюкова, 2016; Миллюкова et al., 2016）、ロシア国内ではOEZが「特別費用区」、「先行費用区」、「絶望区域」、「ブラックホール」と呼ばれるようになった¹⁶。会計検査院による問題の指摘にもかかわらず、連邦政府は同年にOEZ管理会社の資本金へ追加的に520億ルーブルの財政資金を注入した（Гринкевич, 2019）。

2016年度の会計検査院の調査結果に基づき、2005年から2016年の間に設立された36カ所のOEZの内、2016年9月に9カ所（「ソヴィエツカヤ・ガヴァニ」と「ルースキー島」など）、2010年10月に観光・リクリエーション特区「ノーヴァヤ・アナパ」、そして2012年12月に観光特区「クルシスカヤ・コサ」が設置期限前に閉鎖された（内、設置後3年間に投資案件がゼロのOEZも存在する）。この状況は、1990年代のエリツィン政権下の状況（2.1節）に似ている。制度面の改善を図るのではなく、OEZの設立と廃止が繰り返されている。

会計検査院による評価の他に、ロシア研究者の多くは、評価基準が不十分であるため、連邦政府によるOEZ評価の結果は参考にならないと批判し、OEZの有効性を十分に把握できるための評価基準や評価方法について議論を続けている。経済発展省が使用するOEZ評価指標は2012年に導入され、その翌年の改正を含め、何度も改定されてきた¹⁷。但し、計画上の目標値と実現値の比較という評価方法の原則は根強く維持され、この原則が厳しい批判を浴びている。先行研究では、①ロシアの場合、地方政府が設定した目標値はその行政府の熱意次第であり、客観的な指標にならないこと、②OEZによる地域経済社会への影響、存続年数、OEZの種類別の特徴を把握する基準も追加的に導入すべきであること、などが指摘されている¹⁸。また、クズネツォヴァ（2016）は、地域規模等の地域別・産業別での経済特区の効率性の決定要因がコントロールされていないため、それが過少（過剰）評価になっていると強く指摘する。但し、OEZ制度は地域経済社会発展に僅かな効果しか発揮せず、OEZ種類別では工業生産特区と技術導入特区の方が目標の達成率が高いという意見で一致している¹⁹。

一方、ロシア連邦クラスター・テクノパーク協会は4年前から29の評価基準に基づくOEZランキングを作成している。その評価によると、成功したOEZの事例も存在することが分かる（ビジネス・ナビゲーター, 2019）。ちなみに、2019年になって初めて工業生産特区と技術導入特区について、それぞれに個別の評価基準が導入された。2019年では、アラブガ特区とリベック特区がランキングの上位を占め、技術導入特区のドゥブナ特区とサンクトペ

¹⁶ Коммерсантъ (2016)、Фалыхов (2017)、Филипенко (2018)、Фалыхов (2020) など。

¹⁷ 2012年8月15日付第833号政府決定、2013年10月6日付第491号政府決定、2016年7月7日付第643号政府決定。

¹⁸ Павлов (2013)、Камдин (2013)、Ниязбекова (2019)、Коновалова & Савельева (2018)、Коновалова (2018)、Меньщикова & Передкова (2013)、Кузнецова (2016)、Платова & Ростовский & Смирнов (2017)

¹⁹ 服部 (2011)、Громова & Кускова (2013)、Комраков (2016)

テルブルク特区もそれに次ぐ順位にランクインしている。特にアラブガ特区は、全工業生産特区の売上高の80%を占め、数少ない成功例である。

また、ファイナンシャルタイムズ社の *Foreign Direct Investment Intelligence* 誌の *Global Free Zones of the Year 2018*²⁰の世界ランキングにおいても、ロシアの6つのOEZがランクインした。ここでは、リペツク特区がロシアOEZのトップの順位に位置づけられている。リペツク特区は入居企業62社の内30社が外資系企業であり、製造インフラも完備され、行政府の熱意と経験値が高いことで有名である（Коммерсантъ, 2018a, 2018b）。

ただし、上記の特区はOEZ制度を活用しているから成功例であるのか、または別の理由で成功しているのか、疑問が残る。高橋（2007）が指摘するように、リペツク特区とアラブガ特区は、ロシアの中で比較的進んだ工業地域に設置されており、カルーガ特区も連邦政府から特区の認定を受けなくても、自助努力により良好な投資環境を整備し、外資の誘致に成功している地域である。つまり、「アラブガ」、「リペツク」、「カルーガ」の特区がそもそも有利な地位を有し投資家誘致条件も揃っている地域で設立された一方、「モグリノ」と廃止された「ウラジオストク」の方は発展が遅れている地域の諸問題の解決を目指した特区であった。前者と後者の場合、経済特区のスタート時の前提条件が異なるので、同じ基準で評価した場合、当然差が大きくなるであろう。

また、会計監査院は、2013～2016年における入居企業の輸入と輸出を分析した結果、OEZは輸出促進の原動力にはなっていないと結論づけた。入居企業の製品は主にユーラシア経済圏向けであり、総生産高に占めるユーラシア経済圏以外の輸出割合は8%以下であったと発表した（会計監査院の報告書, 2018b）。会計監査院のクドリン長官は、2019年3月の報告会において、OEZを輸出促進の政策ツールであるという連邦政府の見方を批判し、入居企業の経済活動が輸出促進に繋がるような新しい政策ツールを考える必要性を強調した（ロシア連邦政府のHP, 2019）。すなわち、OEZ制度の改善を図るのではなく、それとは異なる新しい政策ツールを作成することを提案している。

何れにしても、上述した制度設計上の諸問題により、多くのOEZにおいては次の悪循環が発生していると言えるだろう。つまり、インフラ整備の遅れが、民間投資家離れに繋がり、その結果、特区の収支が悪化して、インフラ整備がさらに遅れるという悪循環である。

5. 経済特区制度の改善に向けて

5.1 地域発展政策の現状

2010年代においても1990年代に似たOEZの設立と廃止が繰返される理由はなぜか。前節で述べた背景の他に、実はもう一つの大きな要因が存在すると考えられる。それは、ロシア連邦の空間的発展戦略および長期的地域開発政策の計画が、移行期の30年間にわたって存在しなかったことである。

²⁰ ロシア経済発展省のHP（2019年10月24日）：

https://economy.gov.ru/material/directions/regionalnoe_razvitiye/instrumenty_razvitiya_territoriy/osoby_economicheskie_zony.

アガプツォフ会計監査委員は、地域開発政策ツールの作成・管理に関する統一的なメカニズムを規定する戦略立案コンセプトが存在しない結果、非効率かつ非合理的な公的資金の利用が生じていると指摘している。クズネツォヴァ（2018）は、プーチン大統領の1期目から連邦政府の地域発展政策を分析し、国家政策の主要な法令やプログラムにおいて地域経済発展の必要性が強調されているにもかかわらず、地域発展政策に関する項目が存在せず、地域発展政策は連邦政府の政策上の優先課題ではないと結論付けている。

確かに、本稿の第2節から第4節まで見てきたように、ロシアの地域開発政策ツールが多数存在し、その中には地域経済社会の発展を目指す政策ツールも活用されているが、今までの地域発展政策においては体系的なアプローチが取られていなかったことは事実として指摘できるだろう。

ロシアの地域発展政策に関しては、次のような議論が長年にわたって続けられている。それは、連邦政府は、①先進的な地域を優先し、国全体の経済成長の原動力にするという「局地的発展政策」（偏向発展モデル）と、②立ち遅れている地域に支援を与えて地域間格差を解消すべきという「平準化政策」（均衡化モデル）の内、どちらを採用すべきか、という議論である。ロシアの地域発展政策を規定する長期発展戦略が承認されていなかったために、連邦レベルでの財政資金の効率的な使用と、地方レベルでの合理的な政策ツールの採用に関する意思決定も困難であったであろう（クズネツォフ&クズネツォワ, 2008; 中馬瑞貴, 2019）。2005年特区法は、基本的に前者に則ったものである。

5.2 空間的発展戦略の問題点

2019年2月13日付第207号ロシア連邦政府決定により、長年待たれていた「2025年までのロシア連邦空間的発展戦略（以下、発展戦略と略す）」がようやく制定され、またその実施計画も2019年12月27日付第3227号ロシア連邦政府決定により承認された²¹。その内容は以下の通りである。

この発展戦略は、ロシア連邦の持続的かつバランスの取れた空間的発展を保障し、その発展によって国民生活の水準と質における地域間格差の縮小、経済成長および技術発展の加速化、国家安全保障などを達成することを目的としている。その中において、次の戦略的課題が挙げられている。

²¹ 2020年までには、ロシアにおける地域開発の重要性が次の法令の文中において強調されていた。即ち、1996年6月3日付第803号大統領令「ロシア連邦における地域政策の基本的条件について」、2008年11月17日付第1662号連邦政府決定「2020までのロシア連邦長期社会経済発展コンセプト」、2012年5月7日付「5月の大統領令」、2014年6月28日付第172号連邦法「ロシア連邦の戦略立案について」、2017年1月16日付第13号大統領令「2025までのロシア連邦の地域発展国家政策の基盤承認について」、2018年5月7日付第204号ロシア連邦大統領令により承認された「2024年までのロシア連邦の発展目標および戦略的課題」。

- (1) 連邦レベルにおけるインフラ整備上の制約の解消、輸送・エネルギー・情報通信などの主要なインフラへのアクセス可能性および質の向上
- (2) 連邦構成主体の社会経済発展における地域間および地域内の社会経済格差の縮小
- (3) 地域間協力の強化と「マクロ地域」²²内における連邦構成主体の社会経済発展のコーディネート強化
- (4) 経済特化が有望な部門における生産発展のための条件の整備による連邦構成主体の競争力の向上
- (5) 都市と農村地域の社会経済発展を通じた住民の定住化システムの安定性強化
- (6) 地域における各社会分野サービスのアクセシビリティ向上
- (7) 大都市および成長が有望視される都市圏における成長拠点の社会経済発展を通じた、連邦全体における経済成長、科学技術、イノベーションなどの発展の加速および普及の保障
- (8) 鉱物資源センターの設立および発展
- (9) 環境保全、生物多様性・文化的な名所の保全と回復、気候変動に伴う悪影響の削減
- (10) 地政学的戦略地域（極東、北コーカサス、クリミア半島、カリーニングラード州および北極圏）の社会経済発展を通じたロシア連邦の国家安全保障

紙幅の関係上、発展戦略の詳細には踏み込まないが、上記のリストからも分かるように、第2点目の地域間格差の縮小と第7点目の成長拠点の社会経済発展は、何れも戦略的課題として設定されている。発展戦略文書の中には「連邦構成主体の地域経済社会の成長拠点を支援することで、地域発展の不均衡を解消する」とあるが、地域発展政策の実施現場では、「偏向発展モデル」対「均衡化モデル」に関する議論が尽きないであろう。

実際、本戦略は2019年2月に承認されてから、多くの批判を浴びた。指摘されてきた問題を、下記の通りまとめられる。第1に、戦略の内容は、国レベルの優先的方針ではなく、地域の経済社会が抱えている既存の問題の羅列に終わっている。第2に、財政支出の効率性に関する項目がないため、ドナー地域と非ドナー地域の対立がさらに拡大する。第3に、データに基づいた現状の分析は一切明記されていない。第4に、空間的発展計画については「慣性的な計画」（成長拠点が立地する地域の域内総生産の年平均増加率が2.6%となる場合）と目標的な計画（同じく、3.7%となる場合）が掲載されているが、「慣性的な計画」という概念は「戦略的な計画」の反対語であるため意味不明である、などである（Кузнецова, 2019; Проценко, 2019; Трушин, 2019）。

ロシアの産業政策の優先分野が絶えず広がり、リソースが広く薄く配分される傾向が強まり、リソースのバラマキが続く結果、当初の政策目標が達成できなくなるという産業政策に関する伏田（2017）の指摘は、今回の地域発展政策にも当てはまるであろう。

²² 「マクロ地域」（地域の密集地帯）の詳細については、「マクロリージョン」 in 「特集ロシア・NIS圏で存在感を増す中国」『ロシアNIS調査月報』2019年4月号を参照されたい。

実際、本戦略の立案過程に参加したモスクワ大学地理学部のズバレビッチ教授は、最初の発展戦略の中で挙げられた支援政策の対象となる成長拠点の数は 20 ヲ所であったが、地方政府のロビー活動の結果、最終的な戦略に含まれた成長拠点の数は 40 ヲ所にまで膨れ上がった、と指摘している（Зубаревич, 2019）。その一方で、この数年の間、財政資金の不足問題が続き、2018 年 1 月時点で全 OEZ のインフラ新設に必要な資金（見積もり）として 4919 億ルーブルの内、国家予算から支出される 2540 億ルーブル以外の残りの 1978 億ルーブルについては、財源の調達の可能性が不明であった。前年度に比べ、2018 年度のインフラ整備の不足資金は 2.6 倍拡大していた（会計監査院、2019）。

5.3 OEZ 制度の改善に向けて

このように、ロシアの地域発展政策および地域開発政策ツールとしての OEZ 制度には多数の問題が残っているが、OEZ 制度の改善の努力もおこなわれている。

第 1 に、2012 年 4 月 26 日付第 398 号政府決定と 2017 年 5 月 10 日付第 552 号政府決定により、OEZ の設立時に追加的な評価基準が導入された。具体的には、OEZ の収益性、採算、黒字化までの期間、土地利用計画、発展計画、環境への外部経済性、管理運営上の経験に関する基準が OEZ の設立条件に加えられた。

第 2 に、2018 年 4 月 5 日付第 159 号経済発展省令により、潜在的入居企業の事業計画の審査方法に関する改善も図られ、その中で現地調達率という新たな評価基準が追加された。

第 3 に、2018 年 12 月 31 日付経済発展省のプレスリリース²³では、経済特区制度のさらなる改善に関する情報が公開された。大きな改善点は以下 3 点である。①経済特区の現状と成果を評価し把握するために追加的指標が導入された：特区の合理性、管理会社の活動に関する指標（雇用状況、収益、インフラ投資額など）、入居企業が納付した統一社会税金の金額など。②観光・レクリエーション特区の特徴を把握するための指標が導入された。③経済発展省と税務庁・関税庁との情報交換制度が新たに整備されることになった。以上のことが、経済特区の現状把握と効率的な評価に繋がると期待される。

ただし、最近になって経済特区の活動にかかわる汚職事件が再びニュースの話題として取り上げられたことから示唆される通り²⁴、特区制度だけではなく特区内外の事業環境を全般的に改善すべき問題点がいまだに多く残っている。また、既存の法的枠組みや制度の効率性を改善させるとしても、それに伴って法規制の体系が複雑になり、投資家が各種行政手続きおよび法律の解釈に一層困る状況が生じる可能性も否定できない²⁵。

²³ 公開型株式会社「経済特区」の HP（2018 年 12 月 31 日付プレスリリース）

²⁴ Gazeta.ru（2020 年 2 月 17 日付新聞記事）によると、エカテリンブルグに立地する工業産業特区「チタン・バレー」の管理会社の社長アルテミー・キズラソフ氏が大規模な汚職事件へのかかわりの疑いで逮捕された：https://m.gazeta.ru/social/news/2020/02/17/n_14049313.shtml。

²⁵ 新井・志田（2019）によると、5 年前に導入された極東開発の政策ツールを規定する TOR 法と SPV 法が既に 9 回ずつ改訂を経た。

6. 結論

本研究では、ロシアにおける経済特区制度および地域開発政策の有効性について考察した。具体的には、ロシアにおいて活用されている主な地域開発政策ツールについて調査し、それぞれの制度上の相違点および現状を整理し、比較分析を行った。特に、特別経済区(OEZ)制度の設計上の問題とその制度の活用に関する問題、評価方法の考察を通じて、ロシアの地域開発政策の有効性について検討した。

その結果、ロシアにおいて多くの地域開発政策ツールが併存するものの、地域の経済社会発展におけるそれぞれの政策ツールの位置づけが必ずしも明白ではないことが、地域開発政策ツールの横断的比較分析から確認された。

また、極東特区(TOR、SPV)とは対照的に、OEZ制度は外資誘致型の政策ツールとしての有効性が小さいこと、多数の制度上の問題により経済特区としての実績と効率性は高くないことが明らかになった。

さらに、経済特区制度の改善も図られてはいるが、エリツィン政権時代と同様に、プーチン政権は、問題解決策として経済特区の新設と廃止を繰り返し、制度活用に関して多くの批判を浴びてきた。その原因として、ロシア連邦の長期的な空間的発展戦略が存在しなかったことが指摘できる。

最後に、本稿の政策的含意として、従来の経済特区制度に関する諸問題は、市場的な制度体制(中央・地方間の監督責任、経済主体のインセンティブ、中央・地方間の予算関係など)の不備に起因するものであると考えられるため、これらの諸問題を整理・解決しない限り、連邦構成主体レベルで新型の地域開発政策ツール(TOR、SPV)を活用する際にも同様の問題が発生する可能性があるということを指摘しておきたい。

参考文献

- Алмакунова, Р. (2019 年 8 月 30 日付新聞記事) “Могучий ТОР: территории развития оказались эффективнее ОЭЗ”. *Известия*: <https://iz.ru/915582/roza-almakunova/moguchii-tor-territorii-razvitiia-okazalis-effektivnee-oez>.
- Базанова, Е., Адамчук, О., Чуракова, О. (2017 年 10 月 25 日付新聞記事) “ТОР на Дальнем Востоке рискуют повторить судьбу ОЭЗ”. *Ведомости*: <https://www.vedomosti.ru/economics/articles/2017/10/25/739247-territorii-operezhayuschego-razvitiya>.
- Богданенко, П.П. (2015) «Калининградская особая экономическая зона: результаты и эффективность деятельности». *МИР (Инновации. Развитие)*, 2015, N.2-1 (22): <https://cyberleninka.ru/article/n/kaliningradsкая-osobaya-ekonomicheskaya-zona-rezultaty-i-effektivnost-deyatelnosti>.
- Власова, О. (2018) “Локализация: промышленные парки и ОЭЗ”. *Эксперт*, 2018, N.43 (1094).
- Гринкевич, Д. (2019 年 5 月 30 日付新聞記事) “Диагноз — ОЭЗ: Счетная палата раскритиковала особые экономические зоны”. *Известия*: <https://iz.ru/883365/dmitrii-grinkevich/diagnoz-oez-schetnaia-palata-raskritikovala-osobye-ekonomicheskie-zony>
- Громова А.С., Кускова С.В. (2013) “Оценка эффективности функционирования ОЭЗ в России”. *Науки Сибири*, 2013, N.3 (9): <https://cyberleninka.ru/article/n/otsenka-effektivnosti-funktsionirovani>.

- Данилов, Л.В., Валеева, А.Р., Голубкин, И.В. (2018) «Четвертый ежегодный обзор Технопарки России 2018». Ассоциация кластеров и технопарков России, 2018, p.1-52.
- Дегтярева, И.В., Шалина, О.И., Токарева, Г.Ф., Неучева, М.Ю. (2018) “Особенности и проблемы ТОСЭР в России”. *Вестник УГНТУ Серия экономика*, 2018, N.3 (25), pp.15-23.
- Емельянова, К. (2017) “Сравнительный анализ различных видов ОЭЗ, функционирующих на территории России”. *Вопросы экономики и управления*, 2017, N.1 (8), pp.112-114.
- Еремина, Т. (2019 年 9 月 24 日付新聞記事) “Точечное благополучие. Как Россия обрастает зонами с особыми экономическими условиями”: <https://www.kommersant.ru/doc/4096467>.
- Жериборов, Д. С. (2019) «ОЭЗ в СССР и Российской Федерации (1980-2018)». *Научный диалог*, 2019, N.3, p.246-260.
- Зубаревич, Н.В. (2019) “Стратегия пространственного развития: приоритеты и инструменты”. *Вопросы экономики*, 2019, N.1, pp.135-145: <https://doi.org/10.32609/0042-8736-2019-1-135-145>.
- Камдин, А. Н. (2013) “ОЭЗ: проблемы и особенности функционирования на региональном уровне”. *Молодой учёный*, 2013, N.5 (52).
- Коммерсантъ (2016 年 6 月 9 日付新聞記事) “Особые зоны по специальным ценам: Правительству поручено остановить создание ОЭЗ”: <https://www.kommersant.ru/doc/3008286>.
- Коммерсантъ (2018 年 12 月 11 日 a 新聞記事) “Инвестиции с сопровождением. Почему иностранные компании продолжают приходить в липецкую ОЭЗ”: <https://www.kommersant.ru/doc/3827112>.
- Коммерсантъ (2018 年 12 月 11 日 b 新聞記事) “Стать резидентом Активность инвесторов ОЭЗ «Липецк» бьет рекорды”. : <https://www.kommersant.ru/doc/3827111>.
- Комраков, А. (2016 年 4 月 5 日付新聞記事) “Особо провальные зоны”. *Независимая газета*.
- Коновалова, Т.А., Савельева, М.А. (2018) “Анализ эффективности деятельности ОЭЗ на территории Федерации”. *Вопросы экономики и управления*, 2018, N.3, pp. 28-33.
- Коростелёв, Д (2016 年 12 月 31 日付) “Территория опережающего развития и зона территориального развития абсолютно разные понятия, их не следует путать”. Официальный сайт исполнительных органов государственной власти Камчатского края: <https://kamgov.ru/news/dmitrij-korostelev-territoria-operezausego-razvitia-i-zona-territorialnogo-razvitia-absolutno-raznye-ponatia-ih-ne-sleduet-putat-7184>
- Кузнецова, О.В. (2016) «ОЭЗ: эффективны или нет?». *Пространственная Экономика*, 2016, N.4, pp. 129—152.
- Кузнецова, О.В. (2019) “Проблемы выбора приоритетов пространственного развития”. *Вопросы экономики*, 2019, N.1, pp. 146-157: <https://doi.org/10.32609/0042-8736-2019-1-146-157>.
- Куценко, Е. (2015) “Пилотные инновационные территориальные кластеры России: модель устойчивого развития”. *ФОРСАЙТ*, 2015, N.1.
- Меньщикова, В.И., Передкова, И.В. (2013) “Методика оценки результативности функционирования ОЭЗ”. *Социально-экономические явления и процессы*, 2013, N.11 (57), pp.70-76.
- Милюкова, Я. (2016 年 6 月 9 日付新聞記事) “Ушли в болото: в чем Счетная палата обвиняет “ОЭЗ”“. *РБК*: <https://www.rbc.ru/economics/09/06/2016/5759a6fb9a79472313fec5d6>.
- Милюкова, Я., Гликин, М., Никольская, П. (2016 年 6 月 9 日付新聞記事) “От Приморья до Кавказа: какие экономические зоны могут закрыть”. *РБК*: <https://www.rbc.ru/economics/05/04/2016/5702af839a7947125a9bd138>
- Ниязбекова, Ш., Назаренко, О., Буневич, К., Иванова, О.”ОЭЗ России: Анализ, проблемы и пути их решения”. *Научный Вестник: Финансы, Банки, Инвестиции*, 2019 年, N.2 (47) 号 pp. 213-222.
- Окунь, С. и Скоробогатько, Д. (2016) “Особые зоны по специальным ценам: Правительству поручено остановить создание ОЭЗ,” *Коммерсантъ*, 2016, N.101: <https://www.kommersant.ru/doc/3008286>.
- Павлов, П.В. (2013) “Особые экономические зоны как механизм эффективного развития международной инвестиционной и инновационной деятельности”. *Мировая политика*, 2013, N.1, pp.51-144: http://e-notabene.ru/wi/article_638.html.

- Павлов, П.В. (2013) “ОЭЗ как механизм эффективного развития международной инвестиционной и инновационной деятельности”. *Мировая политика*, 2013, N.1, pp. 51-144: http://e-notabene.ru/wi/article_638.html.
- Платова, В.В., Ростовский, Н.С., Смирнов, Д.С. (2017) Разработка комплексной методики оценки эффективности функционирования ОЭЗ России”. *Инновации в науке: научный журнал (Изд. АНС «СибАК»)*, 2017, N.4 (45), pp.68-72.
- Проценко, Н. (2019 年 1 月 3 日) “Точки роста без пространства развития: Россия сжимается до мегаагломераций”. *Время и Деньги*: <https://www.e-vid.ru/ekonomika/030119/tochki-rosta-bez-prostranstva-razvitiya-rossiya-szhimaetsya-do-megaaglomeraciy>.
- Рослякова, Н. (2019 年 2 月 14 日付) “Перезагрузка» инструментов развития территорий”. *Российский инвестиционный форум – 2019*: <https://roscongress.org/sessions/iif-2019-perezagruzka-instrumentov-razvitiya-territoriy/expert/>.
- Рубцов Г. Г. (2019) “ТОСЭР в системе свободных экономических зон РФ: реалии и перспективы”. *Научный журнал НИУ ИТМО. Серия Экономика и экологический менеджмент*, 2019, N.2, pp. 91-98.
- Собрание законодательства Российской Федерации.
- Трушин, А (2019 年 3 月 18 日付) “Территория полуприцепов Нужна ли России стратегия пространственного развития?”. *Журнал "Огонёк"*, 2019, N.10, pp. 1-8: <https://kommersant.ru/ogoniok/119235>.
- Фаляхов, Р. (2017 年 11 月 4 日付新聞記事) “Счетная палата РФ признала ОЭЗ неэффективными”. *Gazeta.ru*: <https://www.gazeta.ru/business/2017/04/10/10619267.shtml>.
- Фаляхов, Р. (2017 年 8 月 12 日付新聞記事) “ТОСЭР: пастбище для розовых пони: почему не стоит ждать отдачи от территорий опережающего развития”. *Gazeta.ru*: <https://www.gazeta.ru/business/2017/08/11/10828634.shtml>.
- Фаляхов, Р. (2018 年 6 月 7 日付新聞記事) “Зоны особых затрат”. *Gazeta.ru*.
- Фаляхов, Р. (2020 年 1 月 8 日付新聞記事) “Забава для чиновников: что творится в ОЭЗ”. *Gazeta.ru*: <https://www.gazeta.ru/business/2019/12/30/12891248.shtml>.
- Филипенко, А (2018 年 10 月 22 日付新聞記事) “Счетная палата заявила о неэффективности ОЭЗ”. *РБК*: <https://www.rbc.ru/economics/22/10/2018/5bcd9af69a79471996fd6d25>.
- Фролов, С. (2002 年 9 月 4 日新聞記事) “Греф торопит бизнес в «зону»”. *Независимая газета*: http://www.ng.ru/economics/2002-09-04/3_gref.html?id_user=Y.
- Чаркина, Е. С., Мирошников, С. Н. (2017) “Система создания и функционирования инструментов развития территорий”. *Управленческое Консультирование*, 2017, N.10, pp.89-95.
- Шамуков, Р. (2017 年 10 月 23 日付) “Механизм создания и функционирования ТОСЭР требует совершенствования”. http://audit.gov.ru/press_center/news/31725.
- イサエフ (2018) 「ロシア極東経済発展政策の成果と課題」、特集◆ロシア経済のリスタート、『ロシアNIS調査月報』5月号.
- ヴィホレワ (1999) 「ロシアにおける経済特区の歩み」『ERINA REPORT』第38号、pp.4-8.
- クズネツォヴァ, О. (2018) 「プーチン政権下のロシア地域経済政策」『ロシアNIS調査月報』第4号.
- クズネツォフ, А., クズネツォフ, О. (2008) 「ロシア連邦政府による地域開発投資の何が問題か」『ロシアNIS調査月報』第53巻, 第1号, pp. 1-11.
- シュヴィトコ, V. (2010) 「ロシアの経済政策体系における経済特区の位置付け」『ロシアNIS調査月報』第55巻, 第3号, pp.1-8.
- シュヴィトコ, V. (2011) 「ロシアの地域経済と産業クラスター」『ロシアNIS調査月報』2月号.
- 高橋浩 (2007) 「ロシアの自動車部品産業の現場から見えるもの: カルーガ州でのコンサルティング活動から」『ロシアNIS調査月報』第52巻, 第11号, pp. 42-46.
- ビジネス・ナビゲーター (2019) 「ビジネス-ナビゲーター по ОЭЗ России – 2019」ロシアクラスター・テクノパーク協会、pp.1-18011.
- ロシア連邦クラスター・テクノパーク協会 (2018) 「Совместные проекты участников промышленных кластеров」報告書.
- ロシア連邦政府のHP (2016 年 9 月 30 日付プレスリリース) 「О досрочном прекращении деятельности восьми особых экономических зон」: <http://government.ru/docs/24732/>.

- ロシア連邦政府のHP（2019年3月1日付プレスリリース）「Особые экономические зоны не справились с задачей развития экспорта」：audit.gov.ru/news/osobye-ekonomicheskie-zony-ne-spravilis-s-zadachej-razvitiya-eksporta-36068.
- 中馬瑞貴（2019）「第4期プーチン政権における地域の重要性」、特集ロシア地域経済の潮流を読む、『ロシアNIS調査月報』3月号。
- 伏田寛範（2016）「産業政策の観点から見たロシアの極東開発政策」『ポストTPPにおけるアジア太平洋地域の経済秩序の新展開』平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業、日本国債問題研究所。
- 伏田寛範（2017年）「第7章プーチン期のロシアの経済・産業政策」『ポスト・プーチンのロシアの展望』平成29年度外務省外交・安全保障調査研究事業、日本国債問題研究所。
- 会計監査院の報告書（2015～2019年）：「Отчет о результатах функционирования ОЭЗ за 2015～2019 и за период с начала функционирования ОЭЗ」：
http://audit.gov.ru/press_center/news/29969.
- 会計監査院の報告書（2016年4月4日付け）「За 10 лет ОЭЗ так и не стали действенным инструментом поддержки экономики」：http://audit.gov.ru/press_center/news/26369.
- 会計監査院の報告書（2018b）「Анализ номенклатуры и объема товаров, ввозимых на территории ОЭЗ и вывозимых с таких территорий в 2016-2017 годах」.
- 会計監査院の報告書（2018年10月22日付）「Механизм ОЭЗ по-прежнему неэффективен для российской экономики」：
http://audit.gov.ru/press_center/news/34870?sphrase_id=9751497.
- 堀内賢志（2003）「ロシアの連邦制度と地域政策—カリーニングラード州と沿海地方のケースを念頭に」『ロシア東欧貿易調査月報』第1号、pp.1-22.
- 堀内賢志（2018）「ロシア極東開発省のリーダーシップと日本」『ユーラシア研究所レポート』：<http://yuken-jp.com/report/2018/11/08/rus-3/>.
- 工業団地協会（2019）「Обзор промышленных парков России – 2019」：www.indparks.ru.
- 新井洋史・志田仁完（2018）「ロシアの対アジア経済政策の最近の動向」『ERINA REPORT (PLUS)』第143号、2018年8月、pp.14-21.
- 新井洋史・志田仁完（2019）「ロシア極東の経済特区における企業活動に関する基礎的分析」『ERINA REPORT (PLUS)』第150号、2019年10月.
- 新井洋史・斎藤大輔（2016）「新たな極東地域開発政策に対応したビジネス展開の現状」『ERINA REPORT』第131号、2016年8月、pp.17-33.
- 服部倫卓（2011）「ロシアの経済特区の特質」『比較経済研究』第48巻、第2号、pp.29-40.
- 服部倫卓（2013）「拡大と変容を遂げるロシアの経済特区」、特集ロシアのパートナー地域を探せ『ロシアNIS調査月報』2013年3月号.
- 菅沼桂子（2010）「ロシアの地域経済発展と外国直接投資—サハリン州の事例研究—」『一橋大学経済研究所ロシア研究センターワーキングペーパー』、No. 23.
- 菅沼桂子・徳永昌弘（2018）「日系企業のロシアビジネス：概観と検証」『ロシアNIS調査月報』、9-10月、pp. 42-61.
- 菅沼桂子・志田仁完（2019）「極東経済特区への外資進出状況：TORを中心に」『ERINA REPORT (PLUS)』第149号、2019年8月、pp.27-33.

表1 経済特区（OEZ）の種類

	工業生産特区	技術導入特区	観光・レクリエーション特区	港湾特区
設立目的	製造業・ハイテク産業の発展	新製品開発・輸入代替生産の発展	観光資源の活用	海港・空港の近代化
経営形態	法人のみ	法人または個人事業者	法人または個人事業者	法人のみ
面積	40km ²	4 km ²	無し	50 km ²
最低投資額	1.2 億ルーブル（うち、4000 万ルーブルを最初の 3 年間に固定資産に投資する必要がある）	無し	無し	インフラ建設の場合：4 億ルーブル（うち、4000 万ルーブルを最初の 3 年間に固定資産に投資する必要がある） 再建工事（ブラウンフィールド）の場合：1.2 億ルーブル（うち、4000 万ルーブルを最初の 3 年間に固定資産に投資する必要がある）
住宅の設置	不可	不可	可	不可
天然資源の採掘	不可	不可	不可（保養目的の天然水を除く）	不可
優遇措置				
企業利潤税 地方税（通常 17%） 連邦税（通常 3%）	0~13.5% 2%	0~13.5% 0%	0~13.5% 2%	免税、10 年間 2%
資産税 （通常 2.2%）	免税、10~12 年間	免税、10 年間	免税、10 年間	免税、15 年間
土地税 （通常 1.5%）	免税、10 年間	免税、10 年間	免税、5 年間	免税、15 年間
輸送税 （通常 1~500 ルーブル ／馬力）	免税、12 年間	免税、10 年間	1~250	免税、15 年間
実績				
入居企業数	228 社	412 社	73 社	22 社
外資系企業	81 社	44 社	1 社	5 社
雇用者数	1 万 6390 人	1 万 7677 人	960 人	444 人
総投資額（ルーブル）	2400 億 6693 万	1226 億 9752 万	37 億 3409 万	21 億 4764 万
総売上高（ルーブル）	5143 億 7402 万	1987 億 4579 万	11 億 3268 万	16 億 9747 万
税金・関税の総額 （ルーブル）	616 億 0265 万	341 億 7643 万	19 億 0882 万	1 億 9742 万

出所：関連する法令やレジデント台帳（2019 年 1 月 1 日時点）に基づき筆者作成。

表2 OEZの一覧および入居企業数の推移（2018年末時点）

	特区の名所	特区の設立地域	政府決定	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
工業生産特区											
1	アラブガ	タタールスタン共和国	2005年12月21日付第784号	25	33	36	43	47	58	64	66
2	リベツク	リベツク州	2005年12月21日付第782号	22	22	29	36	42	47	52	62
3	トリヤッチ	サマラ州	2010年08月12日付第621号	3	7	13	16	16	18	20	22
4	チタン・バレー	スヴェルドロフスク州	2010年12月16日付第1032号	1	3	4	7	8	10	14	16
5	モグリノ	プスコフ州	2012年07月19日付第729号	0	0	1	2	3	6	9	12
6	カルーガ	カルーガ州	2012年12月28日付第1450号	-	-	0	1	1	9	14	16
7	ロトス	アストラハン州	2014年11月18日付第1214号	-	-	-	0	1	4	8	11
8	ストゥピノ・クアドラット	モスクワ州	2015年08月08日付第826号	-	-	-	0	0	4	8	12
9	ウズロヴァヤ	トゥーラ州	2016年04月14日付第302号	-	-	-	-	-	4	8	11
10	センター	ヴォロネジ州	2018年12月30日付第1774号	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
11	オリョール	オリョール州	2019年09月24日付第1241号	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
12	カシラ	モスクワ州	2019年11月07日付第1414号	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
13	グロズスイ	チェチェン共和国	2019年12月24日付第1809号	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
技術導入特区											
1	テクノポリス・モスクワ	モスクワ市	2005年12月21日付第779号	36	35	32	38	44	38	44	50
2	サンクトペテルブルク	サンクトペテルブルク市	2005年12月21日付第780号	34	33	32	34	36	43	46	51
3	ドゥブナ	モスクワ州	2005年12月21日付第781号	82	88	96	89	100	108	137	154
4	トムスク	トムスク州	2005年12月21日付第783号	59	58	60	59	65	69	72	63
5	イノポリス	タタールスタン共和国	2012年11月01日付第1131号	-	0	0	0	15	34	61	77
6	イストク	モスクワ州	2015年12月31日付第1538号	-	-	-	-	0	1	14	17

表2 OEZの一覧および入居企業数の推移（2018年末時点）（続き）

	特区の名所	特区の設立地域	政府決定	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
観光・レクリエーション特区											
1	ターコイズ・カトゥーン	アルタイ地方	2007年02月03日付第69号	17	17	17	13	16	18	20	24
2	バイカルスカヤ・ガヴァニ	ブリヤート共和国	2007年02月03日付第68号	12	12	10	14	12	12	12	11
3	バイカル・ゲート	イルクーツク州	2007年02月03日付第72号	2	2	2	4	5	6	6	7
4	①アルフィズ ②エルブルス ③マトラス ④アルムヒとツオリ ⑤ヴェドゥチ	北カフカス観光クラスター	①2010年10月14日付第833号 ②2010年10月14日付第833号 ③2010年10月14日付第833号 ④2011年12月29日付第1195号 ⑤2013年10月03日付第865号	0	0	1	7	17	24	27	29
5	ザヴィドヴォ	トヴェリ州	2015年04月20日付第372号	0	0	0	0	0	0	0	3
6	マミソン	北オセチア・アラニヤ共和国	2019年09月25日第1248号	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
港湾特区											
1	ウリヤノフスク	ウリヤノフスク州	2009年12月30日付第1163号	3	5	6	6	5	11	19	22

出所：関連する法令やレジデント台帳（2019年1月1日時点）、新井・志田（2019）の一部に基づき筆者作成

表3 ロシアにおける地域開発政策ツールの比較

		監督機関	優遇措置				保税区域制度	財政資金による インフラ整備	適用対象の区域数	入居者数
			企業利潤税	資産税	土地税	統一社会税				
1	経済特区 (OEZ)	経済発展省	○	○	○	○	○	○	28	735 社
2	カリニングラード州特区	経済発展省	○	○	○	○	○	○	1	288 社
3	マガダン州特区	経済発展省	○	×	×	×	○	○	1	122 社
4	クリミア共和国およびセヴァストポリ市特区	経済発展省	○	○	×	×	○	○	2	1366 社 459 社
5	工業団地	産業貿易省	×	×	×	×	×	×	277 (内、活動中は 150)	2882 社
6	テクノパーク	デジタル発展・通信・マスコミ省	一部存在	一部存在	×	×	×	×	157 (内、工業型は 65)	4833 社
7	産業クラスター	産業貿易省	×	×	×	×	×	×	38	592 社
8	領域的発展区域 (ZTR)	経済発展省	○	○	○	×	×	○	0	0
9	先行発展区域 (TOR)	経済発展省	○	○	○	○	○	○	20 (モノゴードは 86)	477 社 (モノゴードは 370 社)
10	ウラジオストク自由港 (SPV)	経済発展省	○	○	○	○	○	×	26	1834 社

出所：それぞれの政策ツールに関連する法令に基づき筆者作成

注：表中の○および×は、各制度の存在の有無を示す。

表4 OEZ、TOR および SPV の比較

	OEZ (特区の種類による)	TOR	SPV
設立の目的	製造業の発展、ハイテク産業の発展、 技術革新・商品化、新製品の開発 運輸・港湾インフラの発展、 観光・保養産業の発展 (特区の種類による)	投資・輸出指向の製造業の誘致 地域社会経済の迅速な発展 住民の生活水準の質向上	極東地域における外資誘致 アジア太平洋地域との貿易促進
有効期間	49年	70年	70年
業種	特区内において、天然資源の採掘、 乗用車とバイク以外の物品税対象製品の製造	TOR 設立時の政府決定内で規定	SPV 設置法が禁止する業種以外 (石油・天然ガスの採掘、行政活動、物品税対象品の生産) 金融・保険・卸売・小売業は優遇措置の対象外
最低投資額	最大4億ルーブル	50万ルーブル	3年間で500万ルーブル
統一社会税 (通常は30%)	(IT企業の場合にのみ) 14%、2019~2023年 内、	7.6%、10年間 内、	7.6%、10年間 内、
年金基金	8%	6.0%	6.0%
社会保険	2%	1.5%	1.5%
強制医療保険	4%	0.1%	0.1%
企業利潤税	0~15.5%	免税、0~5年 12%、6~10年	5%
土地税	免税：5~10年	免税、0~5年 2.2%以下、6~10年	免税、0~5年
資産税	免税、0~10年	免税、0~5年 2.2%以下、6~10年	免税：0~5年 0.5%以下：6~10年
財政資金による インフラ整備	有り	あり	無し
保税区域制度	適用可能	適用可能	適用可能
外国人労働者の 雇用基準	割当有り	割当無し	割当無し
査証制度の簡易化	無し	有り	有り
検査期間の短縮化	無し	あり (15日以内)	あり (15日以内)
土地の提供	賃貸料金の4~50%割引	有り	入札無しの賃貸

出所：それぞれの関連法令に基づき筆者作成